別紙様式第14号（第96条の８第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

共　同　化　措　置　実　施　計　画

年　　月　　日提出

（申請者）　主たる事務所
の 所 在 地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の16第１項の規定に基づき、共同化措置実施計画（以下この様式において「実施計画」という。）を次のとおり提出します。

記

第１　実施計画の実施期間

（記載上の注意）

実施期間は、５年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

第２　共同化措置の内容に関する事項

１　共同化措置の内容

⑴　共同化措置の概要及び実施時期

措置の名称		実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

（記載上の注意）

１．「措置の名称」欄は、実施しようとする共同化措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。

２．「実施予定時期」欄は、実施しようとする共同化措置の主な取組の内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。

３．「措置の概要」欄は、実施しようとする共同化措置の内容について、その概要を記載すること。

４．「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする共同化措置により得られると見込まれる業務の合理化及び収益性の向上について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。

５．「資金交付」欄は、預金保険機構（以下「機構」という。）との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする共同化措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、〇印を記載すること。

６．共同システム利用金融機関等（法第34条の16第３項第４号に規定する共同システム利用金融機関等をいう。以下同じ。）の状況を記載すること。

７．適宜、行を追加すること。

⑵　共同化措置の内容

（記載上の注意）

実施しようとする共同化措置の名称及び具体的な取組の内容について記載すること。

２　共同化措置により共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上が図られると見込まれることを示す事項

⑴　業務の合理化及び収益性の向上に資する方策

（記載上の注意）

１．例えば、次の方策を記載すること。

①　人材配置の最適化

②　ペーパレス等の事務効率化

③　融資事務等の効率化

２．共同化措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

⑵　業務の合理化及び収益性の向上の見通し

（記載上の注意）

共同化措置により得られると見込まれる共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上の見通しについて記載すること。この場合において、関連する各種指標については、（別表）に準じて過去の実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。

第３　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

（記載上の注意）

共同システム利用金融機関等の状況を記載すること。

１　中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

（記載上の注意）

１．毎年９月末日及び３月末日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

２．銀行業高度化等会社（労働金庫法第 58 条の３第１項第５号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針を記載すること。

２　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

⑴　担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策